

## 改正保険業法の適用除外

### <改正保険業法>（平成 17 年 5 月 2 日公布）

- 制度共済（農協、生協等）
- 地方公共団体が住民を相手方として行うもの
- 一の企業内の共済
- 一の労働組合内の共済
- 子会社が、親会社及びその子会社を相手方として行うもの
- 一の学校内の共済
- 一の町内会の共済
- これらに準ずるものとして政令で定めるもの
- 政令で定める人数以下の者を相手方とするもの

### <保険業法施行令>（平成 18 年 3 月 10 日公布）

- 地方公共団体が区域内の事業者、その役員・使用人を相手方として行うもの
- 連結対象グループ企業共済
- 宗教法人法の包括宗教法人、被包括宗教法人、これらの役員・使用人（住職等）が構成する団体が、当該宗教法人、これらの役員・使用人、親族を相手方として行うもの
- 同一の国家公務員共済、地方公務員等共済組合の組合員が構成する団体（同一の任命権者により任用された組合員が構成する団体に限る。）が、組合員・親族を相手方として行うもの
- 国会議員、同一の地方議会の議員が構成する団体が、その議員・親族を相手方として行うもの
- 一の専修学校、一部の各種学校内の共済
- 同一の学校法人等が設置した学校の共済
- 一の学校又は同一の学校法人等が設置した学校の PTA が、当該学校の学生等を相手方として行うもの
- 1,000 人以下の者を相手方とするもの